

飼い犬の登録について



新しく犬を飼ったとき

- 生後91日を迎えた犬は、30日以内に登録を行う必要があります。
- 登録手数料：3,000円

飼っていた犬が死亡したとき

- 犬が死亡した場合は、30日以内に死亡届を提出してください。
- 届出の際は、犬の登録鑑札、予防注射済票をご持参ください。

犬の登録内容に変更があったとき

犬の登録事項に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。
(例:所有者の変更、住所の変更など)
また、他市町村へ転出される場合は犬の登録鑑札および予防注射済票を持参のうえ、転出先の市町村で届出を行ってください。

お問い合わせ 生活環境安全課 ☎ 945-4688

南部広域行政組合が管理運営している東部環境美化センター(ごみ処理施設)、汚泥再生処理センターでは、燃料費などの高騰により、処理にかかる費用が年々増加しています。特に東部環境美化センターでは、一般の方によるごみの直接持込み(自己搬入)が増えており、施設の運営にも影響が出ている状況です。

こうした状況を踏まえ、ごみの発生抑制と適正な費用負担をお願いするため、令和8年4月1日から、次の処理手数料を改定(値上げ)します。



東部環境美化センター

汚泥再生処理センター

搬入手数料を改定します

東部環境美化センターのごみ処理手数料

令和8年3月31日まで

- 事業系収集ごみ
- 一般搬入(自己搬入)ごみ

10キログラム当たり 100円

令和8年4月1日から

- 事業系収集ごみ
- 10キログラム当たり 150円
- 一般搬入(自己搬入)ごみ
- 10キログラム当たり 200円

汚泥再生処理センターのし尿等処理手数料

令和8年3月31日まで

10キログラム当たり 4円

令和8年4月1日から

10キログラム当たり 10円

南部広域ごみ処理施設 整備事業

環境影響評価 説明会のお知らせ

南部広域行政組合では、南部地域のごみ処理の効率化と財政負担の軽減を目的に、新たにごみ処理施設を西原町小那霸地区に整備する計画を進めています。この計画に伴い、環境への影響についてまとめた「計画段階環境配慮書」を公表し、住民の皆さまからご意見を伺うため、下記のとおり説明会を開催します。

計画段階環境配慮書について

2月5日(木)に与那原町および南部広域行政組合の掲示板およびホームページにて公告し、その翌日から与那原町生活環境安全課窓口および南部広域行政組合窓口にて縦覧いたします。

お問い合わせ 生活環境安全課 ☎ 945-4688

12/23 | 与那原大綱曳資料館 企画運営審議会委員の委嘱状交付式

与那原大綱曳資料館企画運営審議会の委員の任期満了に伴い、新たに委嘱状の交付式を行いました(任期2年)。与那原大綱曳資料館企画運営審議会は、資料館の管理運営の適正化かつ円滑化を図るために、資料館の管理運営等について審議する役割を果たしています。

今回委嘱された委員は表の通りです。互選により、山内和実氏が委員長に、大城小夜氏が副委員長に選出されました。交付式の後、令和7年度第2回与那原大綱曳資料館企画運営審議会を行い、今後の大綱曳資料館の運営方針について審議しました。

名 前	所 属 な ど
山内 和実	与那原大綱曳実行委員会
大城 小夜	与那原町社会教育委員兼与那原町コミュニティセンター運営審議委員長
崎原 恒新	与那原町文化財保護審議会委員、与那原町史編集委員
平良 次子	対馬丸記念館館長
有馬 良一	与那原町商工会TTM部会副部会長
稻福 政賛	沖縄国際大学非常勤講師(民俗学)



左3番目より稻福政賛委員、平良次子委員、大城小夜副委員長、崎原恒新委員、山内和実委員長 ※有馬良一委員は都合により欠席

与那原町選挙管理委員会 からのお知らせ

令和8年5月1日
任期満了

与那原町長選挙

令和8年4月19日(日)は
与那原町長選挙の投票日です



告 示 日 令和8年4月14日(火)

選挙期日(投開票日) 令和8年4月19日(日)

期日前投票期間 令和8年4月15日(水)～4月18日(土)

立候補予定者説明会 令和8年2月26日(木)14:00から

場所:与那原町役場3階 会議室302



選挙の詳細は隨時
ホームページ等で
お知らせします。

お問い合わせ 与那原町選挙管理委員会(総務課内) ☎ 945-2201

総務課 からのお知らせ

与那原町役場などの窓口受付時間変更のお知らせ

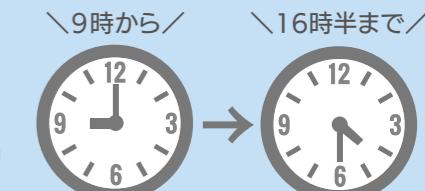
平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※窓口受付時間とは、申請・届出・問い合わせや相談などを窓口で受付可能な時間です。

対象施設 役場本庁舎／町コミュニティセンター

●電話受付は従来通り、8:30～17:15まで対応します。

●12:00～13:00は住民課と税務課の証明書発行のみ行います。



※町立図書館の開館時間に
変更はありません。

※試行期間は令和8年1月から令和8年6月末まで。
令和8年7月から本格運用予定です。
※職員の勤務時間に変更はありません。

お問い合わせ 総務課 ☎ 945-2201